平成２１年（フ）第１８４号
北海道勇払郡むかわ町春日201番地３
債務者　佐藤　直美（旧姓笹原）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８０号
岩手県北上市二子町宿東33番地３
債務者　高橋　昭浩
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１１４号
茨城県多賀郡十王町伊師本郷888番地１
債務者　星　奈緒美
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４６号
富山市婦中町笹倉508番地１、前住所富山市婦中町速星804番地
債務者　藤井　清章
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４７号
富山市婦中町笹倉508番地１、前住所富山市婦中町速星804番地
債務者　藤井　結花
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６８号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目13番２号　川本ファミリーマンション103号
債務者　坂本　　博
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１０号
兵庫県西宮市上田中町15番17号
債務者　井上　良広
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３４号
兵庫県芦屋市東芦屋町23番18―204号
債務者　吉川　房子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―303号
債務者　深田　元文
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０９号
愛媛県南宇和郡愛南町上大道707番地２
債務者　中井　　泉
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第６２号
福岡県京都郡みやこ町勝山松田912番地37
債務者　川村ミツヱ
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
長崎県長崎市長浦町20番地
債務者　瀬戸脇水産こと　瀬戸脇　久
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ510号
債務者　浜田　由美
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
熊本市下南部２丁目５番１―305号
債務者　中川　裕司
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３９２号
熊本市龍田６丁目12番40号
債務者　福森　一清
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３９３号
熊本市龍田６丁目12番40号
債務者　福森　朝子
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３９６号
熊本市鶴羽田町1267番地６
債務者　田中　啓子
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４０２号
熊本市龍田３丁目32番25号
債務者　金田　恵子
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部